

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、療育手帳の交付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス権限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏えいに対する対策を講じる。
- ・当該システムの保守業務を外部事業者へ委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項に従い、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	【概要】 療育手帳交付要綱に基づき、要綱で定める知的障害がある者に対して療育手帳を交付し、療育手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。 【具体的内容】 ・療育手帳交付申請の受理、交付の可否の決定、手帳の交付 ・療育手帳の再判定の申出の受理、再判定 ・療育手帳記載事項変更届の受理 ・療育手帳の再交付申請の受理、交付の可否の決定、再交付 ・療育手帳の返還に伴う受理 ・療育手帳交付台帳の整備
③システムの名称	療育手帳交付台帳システム、中間サーバ、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳所持者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表 8の項及び50の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163の項 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 14、18、20、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害福祉課、鹿児島中央児童相談所（鹿児島知的障害者更生相談所）、大隅児童相談所、北部児童相談所、大島児童相談所（大島知的障害者更生相談所）
②所属長の役職名	障害福祉課長、鹿児島中央児童相談所長（鹿児島知的障害者更生相談所長）、大隅児童相談所長、北部児童相談所長、大島児童相談所長（大島知的障害者更生相談所長）
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・保健福祉部障害福祉課 所在地：890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・保健福祉部障害福祉課 所在地：890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っており、業務システムへの登録の際にも複数名での確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分にしている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	療育手帳交付台帳システムおよび統合宛名システムへのアクセスの際には、パスワードや生体認証が必要となり、利用可能な職員を限定している。また、アクセス可能な職員についても年度ごとに見直しを行っており、必要最小限の職員のみがアクセスできるよう制限を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 (今後、国の情報連携の動向等を見据えてから、独自利用を行う際に、当該条例に規程を行う)	事前	定期見直しに係る修正。(軽微な修正) 当該事務は国の情報連携の動向等を見据えてから独自利用を行う。(システム上の保有も当面は保留する)
平成28年5月31日	4-①情報提供ネットワークシステムによる情報連携 実施	実施する	未定	事前	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 の時点	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 の時点	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保健福祉部障害福祉課、鹿児島中央児童相談所(鹿児島知的障害者更生相談所)、大隅児童相談所、大島児童相談所(大島知的障害者更生相談所)	くらし保健福祉部障害福祉課、鹿児島中央児童相談所(鹿児島知的障害者更生相談所)、大隅児童相談所、大島児童相談所(大島知的障害者更生相談所)	事後	組織改編に係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・保健福祉部障害福祉課 所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744	・くらし保健福祉部障害福祉課 所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744	事後	組織改編に係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	・保健福祉部障害福祉課 所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744	・くらし保健福祉部障害福祉課 所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744	事後	組織改編に係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 の時点	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保健福祉部障害福祉課、鹿児島中央児童相談所(鹿児島知的障害者更生相談所)、大隅児童相談所、大島児童相談所(大島知的障害者更生相談所)	くらし保健福祉部障害福祉課長、鹿児島中央児童相談所長(鹿児島知的障害者更生相談所)、大隅児童相談所長、大島児童相談所長(大島知的障害者更生相談所)	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	・くらし保健福祉部障害福祉課 所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744	・くらし保健福祉部障害福祉課 所在地：890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744	事後	郵便記号の削除。(軽微な修正)
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	・くらし保健福祉部障害福祉課 所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744	・くらし保健福祉部障害福祉課 所在地：890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号：099-286-2744	事後	郵便記号の削除。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 の時点	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	Ⅱしきい値判断項目 時点数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	Ⅱしきい値判断項目 時点数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年12月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第2項 【県条例】行政手続における特定の個人を識別	番号法第9条第1項別表第一 7の項及び33の3の項	事後	令和4年6月の情報連携開始に係る修正(軽微な修正)
令和3年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	未定	実施する	事後	令和4年6月の情報連携開始に係る修正(軽微な修正)
令和3年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	なし	番号法第19条第8号 別表第二 10の項	事後	令和4年6月の情報連携開始に係る修正(軽微な修正)
令和4年6月7日	Ⅱしきい値判断項目 時点数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	くらし保健福祉部障害福祉課、鹿児島中央児童相談所(鹿児島知的障害者更生相談所)、大隅児童相談所、大島児童相談所(大島知的障害者更生相談所)	くらし保健福祉部障害福祉課、鹿児島中央児童相談所(鹿児島知的障害者更生相談所)、大隅児童相談所、北部児童相談所、大島児童相談所(大島知的障害者更生相談所)	事後	組織改編に係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長、鹿児島中央児童相談所長(鹿児島知的障害者更生相談所長)、大隅児童相談所長、大島児童相談所長(大島知的障害者更生相談所長)	障害福祉課長、鹿児島中央児童相談所長(鹿児島知的障害者更生相談所長)、大隅児童相談所長、北部児童相談所長、大島児童相談所長(大島知的障害者更生相談所長)	事後	組織改編に係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	組織改編に係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	組織改編に係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 7の項及び33の3の項	番号法第9条第1項別表 8の項及び50の項	事後	令和6年5月24日に公布された番号法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う変更
令和6年8月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 10の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 14の項	事後	令和6年5月24日に公布された番号法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う変更
令和7年9月8日	I-4-②情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表14の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 14.18.20.37.42.48.49.53.75.76.77.80.81.91.92.108,113.124.125.141.144.155.161.163の項 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 14.18.20.37.42.48.49.53.75.76.77.80.81.91.92.108,113.124.125.141.144.155.161.163の項	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅱ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅱ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和8年7月30日	全ページ(「変更箇所」以外)		「」を「」に変更した。	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)